

堺市公報 第166号	令和3年4月23日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○倫理調査会の市民委員の募集について 【総務局行政部総務課】	3
○地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託について 【文化観光局文化部文化課】	4
○地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	5
<公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について 【財政局契約部調達課】	5
○堺市立農業公園「加工体験施設」の開園時間の変更について 【産業振興局農政部農水産課】	6
○農用地利用集積計画 【産業振興局農政部農地課】	7
<上下水道局公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について 【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	16
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について 【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	17
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について 【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	18
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の廃止につい て	

【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	19
○令和2年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域の訂正について	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	20
○下水道事業受益者負担金に係る負担区の変更について	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	20
○令和3年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域の決定について	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	21
<東区選挙管理委員会告示>	
○東区選挙管理委員会委員長の就任について	
【東区選挙管理委員会事務局】	22
○東区選挙管理委員会委員長代理の指定について	
【東区選挙管理委員会事務局】	23
<堺区選挙管理委員会公表>	
○選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	
【堺区選挙管理委員会事務局】	23
○在外選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について	
【堺区選挙管理委員会事務局】	28
<中区選挙管理委員会公表>	
○選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	
【中区選挙管理委員会事務局】	28
○在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	
【中区選挙管理委員会事務局】	30
<東区選挙管理委員会公表>	
○選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	
【東区選挙管理委員会事務局】	30
○在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	
【東区選挙管理委員会事務局】	35
<西区選挙管理委員会公表>	
○選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	
【西区選挙管理委員会事務局】	35
○在外選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について	
【西区選挙管理委員会事務局】	37
<南区選挙管理委員会公表>	
○選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	
【南区選挙管理委員会事務局】	37
○在外選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について	

【南区選挙管理委員会事務局】	40
<北区選挙管理委員会公表>	
○選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	
【北区選挙管理委員会事務局】	40
○在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	
【北区選挙管理委員会事務局】	43
<美原区選挙管理委員会公表>	
○選挙人名簿の抄本の閲覧状況について	
【美原区選挙管理委員会事務局】	43
○在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について	
【美原区選挙管理委員会事務局】	45
<人事委員会規則>	
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	
【人事委員会事務局】	45

告 示

堺市告示第164号

堺市長の倫理に関する条例（平成18年条例第45号）第8条第2項の規定により、堺市議会議員及び市長の倫理に関する調査会の委員を次のとおり募集するので、告示する。

令和3年4月23日

堺市長 永藤英機

- 募集人員 委員 7人 委員補充員 7人
- 委員の職務 堺市議会議員及び市長の資産等報告書の審査など
- 委員報酬 会議出席1日につき 10,200円
- 任 期 2年

- 5 応募資格 地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に規定する選挙権を有する市民。ただし、現に本市の市議会議員若しくは市長の職にある者又は本市職員である者を除く。
- 6 応募方法 応募用紙に必要事項を記入の上、総務局行政部総務課へ電子メール、郵送、FAX又は持参により提出。
応募用紙は、堺市ホームページ<<https://www.city.sakai.lg.jp/>>に公開する。また、堺市役所本庁舎高層館3階の市政情報センター、各区役所（堺区役所を除く。）の市政情報コーナーにて配布する。
- 7 応募期間 令和3年5月1日から同月14日まで
（9：00～17：30の受付（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。郵送の場合は令和3年5月14日の消印まで有効）
- 8 選任方法 応募者の中から抽選で委員7人及び委員補充員7人を選任する（委員及び委員補充員の男女構成は、特別の事由がある場合を除き、応募数の多い方の性から4人、少ない方の性から3人とする。）。なお、結果は、委員又は委員補充員に選出された者に対してのみ通知する。

堺市告示第165号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月23日

堺市長 永藤英機

- 1 委託する歳入の種類
堺市立東文化会館駐車場の使用料
- 2 委託する期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 受託者の住所及び氏名

住 所 堺市東区北野田1084番地

氏 名 ベルヒル管理組合

理事長 楠井 謙一



堺市告示第166号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、手数料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月23日

堺市長 永 藤 英 機

1 委託する歳入の種類

介護サービス情報公表の手数料

2 委託する期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 受託者の住所及び氏名

住 所 大阪市中央区中寺1-1-54

氏 名 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会

会長 井手之上 優

公 告

堺市公告第257号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調

達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年4月23日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
（印刷）「広報さかい」「区広報紙」一体型広報紙（令和3年5月号～同年9月号）
（単価契約）
（5月から9月まで毎月1回、1日発行）1号当たり416,283部発行予定
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南瓦町3番1号
財政局契約部調達課
- 3 落札者を決定した日
令和3年3月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社高速オフセット
代表取締役社長 橋本 伸一
大阪府大阪市北区梅田3丁目4-5 毎日新聞ビル6F
- 5 落札金額
¥17,424-（1部当たりの税込単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和3年2月9日

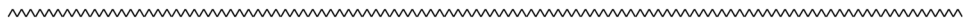
~~~~~  
堺市公告第258号

堺市立農業公園条例(平成12年条例第21号)第24条第1項第2号の規定に基づき、堺市立農業公園「加工体験施設」の開園時間の変更を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第23条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年4月23日

堺市長 永 藤 英 機

開園時間 午前9時00分から午後5時00分まで(令和3年4月29日(木)から同年5月5日(水)までの間)



堺市公告第259号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年4月23日

堺市長 永 藤 英 機

令和3年度 第1号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

令和3年4月8日

堺 市



1. 利用権設定各事項

| 利用権の設定を受ける者(借手)                  |                    | 利用権を設定する農地 |        |          |                     | 利用権を設定する者(貸手)                                                                  |                                   |                           |            | 設定する利用権  |           |                |                     |
|----------------------------------|--------------------|------------|--------|----------|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------|------------|----------|-----------|----------------|---------------------|
| 住所                               | 氏名                 | 所在         | 地番     | 現況<br>地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所                                                                             | 氏名                                | 利用権の種類<br>及び適用される<br>共通事項 | 内容         | 始期       | 終期        | 借賃(円)          | 借賃の支払い方<br>法        |
| 大阪府和泉市国分町1019番地の2                | 田口 榮男              | 西区山田4丁     | 1485   | 田        | 585                 | 堺市西区上314番地<br>堺市西区上314番地<br>堺市西区上314番地                                         | 中尾 康司<br>中尾 裕子<br>中尾 よつ子          | 貸借による<br>権利               | 田として<br>利用 | 令和3年6月1日 | 令和6年5月31日 | 9,200<br>7,800 | 毎年末までに貸手<br>指定口座へ振込 |
|                                  |                    | 西区山田4丁     | 1489   | 田        | 499                 |                                                                                |                                   |                           |            |          |           |                |                     |
| 堺市東区丈六217番地1<br>シャトーサン・ギョーム棟102号 | 藤岡 慎吾              | 美原区阿弥      | 225    | 田        | 1,540               | 堺市美原区阿弥138番地                                                                   | 喜田 宗宏                             | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和3年6月1日 | 令和6年5月31日 | -              | -                   |
|                                  |                    | 東区石原町1丁    | 76     | 田        | 859                 | 堺市東区石原町4丁370番地<br>堺市東区石原町3丁1番707号<br>堺市北区金剛町1423番地40-1032号<br>滋賀県湖南市菩提寺北1-1-24 | 以倉 隆枝<br>木田 圭子<br>石井 洋美<br>須谷 加代子 | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和3年6月1日 | 令和6年5月31日 | -              | -                   |
| 大阪市住吉区帝塚山西3丁目3番17号               | 釜谷 史門              | 美原区小寺      | 320    | 田        | 1,024               | 堺市東区八下町2丁101番地                                                                 | 岩崎 弘                              | 使用貸借による<br>権利             | 畑として<br>利用 | 令和3年6月1日 | 令和6年5月31日 | -              | -                   |
| 堺市南区鶴谷台3丁目3番5-603号               | 三浦 明夫              | 南区美木多上     | 2096-1 | 田        | 535                 | 堺市南区美木多上1100番地                                                                 | 浅田 勝代                             | 使用貸借による<br>権利             | 畑として<br>利用 | 令和3年7月1日 | 令和6年6月30日 | -              | -                   |
| 堺市北区野速町270番地2                    | 石川 繁樹              | 北区野速町      | 366-1  | 田        | 466                 | 堺市北区蔵前町3丁目9番25号                                                                | 青木 糸子                             | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和3年7月1日 | 令和6年6月30日 | -              | -                   |
|                                  |                    | 北区野速町      | 366-2  | 田        | 819                 |                                                                                |                                   |                           |            |          |           |                |                     |
| 堺市中区堀田428番地                      | 木本 隆夫              | 中区上之       | 177    | 田        | 2,981               | 堺市中区上之343番地                                                                    | 溝端 洋                              | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和3年7月1日 | 令和6年6月30日 | -              | -                   |
| 堺市美原区菅生857番地2                    | 寺島 あつ子             | 美原区菅生      | 1035   | 田        | 661                 | 堺市美原区菅生1133番地                                                                  | 中尾 和子                             | 使用貸借による<br>権利             | 畑として<br>利用 | 令和3年5月1日 | 令和6年4月30日 | -              | -                   |
|                                  |                    | 美原区菅生      | 1066   | 田        | 704                 | 堺市美原区菅生988番地                                                                   | 北尾 成                              | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和3年5月1日 | 令和6年4月30日 | -              | -                   |
| 美原区菅生                            | 1076               | 田          | 614    |          |                     |                                                                                |                                   |                           |            |          |           |                |                     |
| 堺市美原区菅生857番地2                    | 寺島 あつ子             | 美原区菅生      | 1077   | 田        | 502                 | 堺市美原区菅生1023番地                                                                  | 山本 勝美                             | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和3年5月1日 | 令和6年4月30日 | -              | -                   |
|                                  |                    | 美原区菅生      | 1047   | 田        | 585                 |                                                                                |                                   |                           |            |          |           |                |                     |
| 堺市美原区菅生1138番地甲                   | 山本 光男              | 美原区菅生      | 1047   | 田        | 585                 | 堺市美原区菅生1023番地                                                                  | 山本 勝美                             | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和3年5月1日 | 令和6年4月30日 | -              | -                   |
| 堺市堺区甲斐町西2丁目2番27号                 | 株式会社アツ<br>コーポレーション | 西区太平寺      | 195    | 田        | 800                 | 千葉県野田市下三ヶ尾433番地の37                                                             | 井上 世紀夫                            | 使用貸借による<br>権利<br>(解除条件付)  | 畑として<br>利用 | 令和3年5月1日 | 令和6年4月30日 | -              | -                   |
| 堺市南区大庭寺223番地10                   | 宮城 秀寿              | 南区大庭寺      | 227-1  | 田        | 1,692               | 堺市西区草部117番地                                                                    | 中野 勝                              | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和3年5月1日 | 令和6年4月30日 | -              | -                   |
| 堺市南区鶴谷台1丁目4番4号                   | 合同会社 彩音            | 南区美木多上     | 2732-1 | 田        | 714                 | 堺市南区原山台5丁目13番57号                                                               | 西田 尚子                             | 使用貸借による<br>権利<br>(解除条件付)  | 畑として<br>利用 | 令和3年5月1日 | 令和6年4月30日 | -              | -                   |

| 利用権の設定を受ける者(借手)      |       | 利用権を設定する農地 |        |      |                     | 利用権を設定する者(貸手)                                          |                          |                          | 設定する利用権 |          |            |       |         |
|----------------------|-------|------------|--------|------|---------------------|--------------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------|---------|----------|------------|-------|---------|
| 住所                   | 氏名    | 所在         | 地番     | 現況地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所                                                     | 氏名                       | 利用権の種類及び適用される共通事項(解除条件付) | 内容      | 始期       | 終期         | 借賃(円) | 借賃の支払方法 |
| 堺市南区新樟尾台3丁目1番7-206号  | 成田 律子 | 南区樟尾       | 1160-1 | 田    | 866                 | 堺市南区樟尾1222番地1                                          | 南 壽研                     | 使用貸借による権利<br>(解除条件付)     | 畑として利用  | 令和3年5月1日 | 令和6年4月30日  | -     | -       |
| 大阪府和泉市伏見町5丁目3番1-506号 | 山内 卓久 | 南区富蔵       | 462    | 田    | 132                 | 堺市南区富蔵295番地                                            | 抽冬 花子                    | 使用貸借による権利<br>(解除条件付)     | 畑として利用  | 令和3年5月1日 | 令和6年4月30日  | -     | -       |
|                      |       | 南区富蔵       | 463    | 田    | 264                 |                                                        |                          |                          |         |          |            |       |         |
|                      |       | 南区富蔵       | 464    | 田    | 247                 |                                                        |                          |                          |         |          |            |       |         |
| 大阪府高石市羽衣4丁目3番3号      | 中野 哲哉 | 西区原田       | 280-1  | 田    | 469のうち<br>394       | 大阪府高石市取石1丁目7番12号                                       | 東野 純一                    | 使用貸借による権利                | 畑として利用  | 令和3年5月1日 | 令和6年4月30日  | -     | -       |
|                      |       | 西区原田       | 280-3  | 田    | 112                 |                                                        |                          |                          |         |          |            |       |         |
|                      |       | 西区原田       | 281-5  | 田    | 171                 |                                                        |                          |                          |         |          |            |       |         |
| 堺市中区平井263番地2         | 岡田 俊洋 | 中区辻之       | 2020   | 田    | 1,480               | 堺市中区平井987番地<br>堺市中区平井987番地<br>堺市中区平井987番地              | 西川 幹夫<br>西川 千鶴子<br>西川 良平 | 使用貸借による権利                | 田として利用  | 令和3年5月1日 | 令和6年4月30日  | -     | -       |
| 堺市美原区大饗146番地10       | 榎野 隆一 | 美原区大饗      | 217    | 田    | 2,221               | 堺市美原区大饗208番地                                           | 桐山 重子                    | 使用貸借による権利                | 田として利用  | 令和3年5月1日 | 令和6年4月30日  | -     | -       |
| 堺市北区野遠町276番地7        | 永木 勉  | 北区野遠町      | 288    | 田    | 1,094               | 堺市北区野遠町600番地                                           | 西野 俊文                    | 使用貸借による権利                | 田として利用  | 令和3年5月1日 | 令和6年4月30日  | -     | -       |
| 堺市美原区草生1349番地        | 高岡 一平 | 美原区平尾      | 408    | 田    | 1,441               | 堺市堺区東之町東1丁目2番10号<br>堺市美原区平尾2501番地<br>大阪府富田林市藤沢台2丁目2-29 | 織田 眞穂子<br>吉田 ゆかり<br>清水 恵 | 使用貸借による権利                | 田として利用  | 令和3年7月1日 | 令和6年6月30日  | -     | -       |
| 堺市南区富蔵237番地17        | 北尻 賢  | 南区豊田       | 673    | 田    | 545                 | 堺市南区三木附80番地1<br>大阪府和泉市上代町1136-14                       | 野澤 久代<br>西上 美里           | 使用貸借による権利                | 田として利用  | 令和3年5月1日 | 令和6年4月30日  | -     | -       |
|                      |       | 南区豊田       | 675    | 田    | 1,563               |                                                        |                          |                          |         |          |            |       |         |
| 堺市南区城山台3丁目1番3-504号   | 田中 丈悦 | 南区釜室       | 2246   | 田    | 800                 | 堺市南区釜室170番地                                            | 辻野 順一                    | 使用貸借による権利                | 畑として利用  | 令和3年5月1日 | 令和6年4月30日  | -     | -       |
| 堺市西区山田1丁目1086番地4     | 山口 勝彦 | 南区小代       | 212-1  | 田    | 1,051               | 大阪府和泉市府中町4丁目21番17号                                     | 中塚 廣一                    | 使用貸借による権利                | 田として利用  | 令和3年5月1日 | 令和6年12月31日 | -     | -       |
| 堺市東区石原町4丁目190番地      | 田中 幹輔 | 東区石原町1丁目   | 77     | 田    | 403                 | 堺市東区石原町4丁目297番地                                        | 栗川 晋香                    | 使用貸借による権利                | 田として利用  | 令和3年7月1日 | 令和6年6月30日  | -     | -       |
|                      |       | 東区石原町1丁目   | 78     | 田    | 833                 |                                                        |                          |                          |         |          |            |       |         |
|                      |       | 東区石原町3丁目   | 82     | 田    | 1,024               |                                                        |                          |                          |         |          |            |       |         |

| 利用権の設定を受ける者(借手) |       |       | 利用権を設定する農地 |          |                     |                | 利用権を設定する者(貸手) |                           |            |          |           | 設定する利用権 |              |  |  |
|-----------------|-------|-------|------------|----------|---------------------|----------------|---------------|---------------------------|------------|----------|-----------|---------|--------------|--|--|
| 住所              | 氏名    | 所在    | 地番         | 現況<br>地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所             | 氏名            | 利用権の種類<br>及び適用される<br>共通事項 | 内容         | 始期       | 終期        | 借賃(円)   | 借賃の支払い方<br>法 |  |  |
| 堺市北区長曾根町702番地   | 巽 正   | 北区中村町 | 93-1       | 田        | 297                 | 堺市北区中村町1266番地  | 西井 裕          | 借用賃借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和3年5月1日 | 令和6年4月30日 | -       | -            |  |  |
|                 |       | 北区中村町 | 94         | 田        | 885                 |                |               |                           |            |          |           |         |              |  |  |
| 堺市中区上之714番地1    | 高岡 勝弘 | 中区上之  | 719        | 田        | 634のうち<br>70        | 堺市中区陶器北1634番地2 | 藤井 肇          | 借用賃借による<br>権利             | 畑として<br>利用 | 令和3年5月1日 | 令和6年4月30日 | -       | -            |  |  |

## 使用貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

|                     |
|---------------------|
| 解除条件付<br>(法 18-2-6) |
|---------------------|

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

### (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

### (3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

### (4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

### (6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

### (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

## (11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

## (12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

## (13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

## (14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が(13)の勧告に従わなかったとき。

## (15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

## 賃貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

## (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

## (3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

## (7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

## 上下水道局公告

堺市上下水道局公告第40号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年上下水道局管理規程第12号）第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年4月23日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

- 1 落札に係る調達物品の名称及び予定数量  
堺市型グラウンドマンホールΦ600（T-25）（年間単価契約） 800組
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の名称及び所在地  
上下水道局サービス推進部事業サポート課  
堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2
- 3 落札者を決定した日  
令和3年3月29日
- 4 落札者の氏名及び住所  
阪和コンクリート工業株式会社  
代表取締役 諸井 武彦  
堺市堺区大仙中町7番3号
- 5 落札金額  
¥45,100-（1組当たりの税込単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続



一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和3年2月10日



堺市上下水道局公告第41号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年上下水道局管理規程第12号）第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年4月23日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

1 落札に係る調達物品の名称及び予定数量

量水器（修理）口径25mm以下年間単価契約

乾式デジタル水道メーター

口径13mmD 4,000個

口径13mmJD 4,000個

口径20mmD 2,000個

口径20mmJD 20,000個

口径25mmD 80個

口径25mmJD 800個

2 契約に関する事務を担当する局部課の名称及び所在地

上下水道局サービス推進部事業サポート課

堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2

3 落札者を決定した日

令和3年3月29日

- 4 落札者の氏名及び住所  
 柏原計器工業株式会社  
 代表取締役 三浦 直人  
 大阪府柏原市本郷5丁目3番28号
- 5 落札金額  
 ¥29,098,960—（取引に係る消費税額等を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
 令和3年2月10日

堺市上下水道局公告第42号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年上下水道局管理規程第12号）第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年4月23日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

- 1 落札に係る調達物品の名称及び予定数量  
 量水器（新品）口径25mm以下年間単価契約  
 乾式デジタル水道メーター
 

|            |         |
|------------|---------|
| 口径13mm D   | 2,000個  |
| 口径13mm J D | 1,500個  |
| 口径20mm D   | 6,000個  |
| 口径20mm J D | 15,000個 |
| 口径25mm D   | 560個    |

口径25mm J D            560個

- 2 契約に関する事務を担当する局部課の名称及び所在地  
上下水道局サービス推進部事業サポート課  
堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2
- 3 落札者を決定した日  
令和3年3月29日
- 4 落札者の氏名及び住所  
柏原計器工業株式会社  
代表取締役 三浦 直人  
大阪府柏原市本郷5丁目3番28号
- 5 落札金額  
¥63,902,300- (取引に係る消費税額等を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和3年2月10日

~~~~~  
堺市上下水道局公告第43号

堺市指定給水装置工事事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第3号の規定により、次のとおり公告する。

令和3年4月23日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第697号

廃止年月日 令和3年3月31日
事業者の名称 株式会社オーケーエス
事業者の住所 大阪市浪速区敷津西2丁目1番12号
代表者の職氏名 代表取締役 北岡 好勝
事業所の名称 株式会社オーケーエス
事業所の所在地 大阪市浪速区敷津西2丁目1番12号

堺市上下水道局公告第44号

令和2年4月10日付け堺市上下水道局公告第55号により公告した堺市都市計画下水道事業受益者負担金条例（昭和63年条例第25号）第8条第1項の規定に基づく令和2年度下水道事業受益者負担金の賦課対象区域に係る公告に関して、「美原第7負担区 美原区平尾の一部」として縦覧した区域の一部について、賦課対象区域から削除するので公告する。

削除する区域の図面は、公告の日から7日間、堺市上下水道局サービス推進部給排水設備課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月23日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局公告第45号

負担区の区域及び地積を次のとおり変更したので、堺市都市計画下水道事業受益者負担金条例（昭和63年条例第25号）第3条第2項の規定により公告する。

その関係図面は、公告の日から7日間、堺市上下水道局サービス推進部給排水設備課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月23日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

1 変更する負担区の区域及び地積

泉田中、岩室、上之、大庭寺、片蔵、小代、太平寺、辻之、榎、豊田、檜尾及び美木多上の各一部（合計1.76ha）を中央B負担区に編入する。

築港八幡町の一部（1.36ha）を臨海負担区に編入する。

大饗、黒山、真福寺、菅生、多治井、丹上及び平尾の各一部（合計7.69ha）を美原第7負担区に編入する。

2 変更後の負担区の区域及び地積

(1) 中央B負担区

石原町、泉田中、稲葉、岩室、上之、大野芝町、大美野、大森、大庭寺、片蔵、金岡町、釜室、上、北野田、草尾、草部、小阪、小代、逆瀬川、丈六、新家町、関茶屋、太平寺、高尾、高蔵寺、高松、田園、辻之、陶器北、榎、土塔町、富蔵、豊田、中茶屋、中村町、檜葉、西野、野遠町、野々井、土師町、畑、鉢ヶ峯寺、原田、八田北町、八田寺町、八田西町、八田南之町、東八田、東山、日置荘田中町、日置荘西町、日置荘原寺町、菱木、檜尾、平井、深井中町、深井畑山町、深井東町、深井水池町、深阪、福田、伏尾、別所、菩提町、堀上町、美木多上、三木閉、南野田、南花田町、見野山、八下町、山田及び和田の各一部並びに八下北の全部

(2) 臨海負担区

大浜西町、築港八幡町、浜寺石津町西及び浜寺諏訪森町西の各一部並びに匠町の全部

(3) 美原第7負担区

阿弥、石原、今井、大饗、北余部、黒山、小寺、小平尾、真福寺、菅生、青南台、太井、大保、多治井、丹上、平尾、菩提及び南余部の各一部

(4) 中央B負担区の地積 1,999.18ha

臨海負担区の地積 294.07ha

美原第7負担区の地積 184.10ha



堺市上下水道局公告第46号

堺市都市計画下水道事業受益者負担金条例（昭和63年条例第25号）第8条第1項の規定に基づき、令和3年度の下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

その関係図面は、公告の日から7日間、堺市上下水道局サービス推進部給排水設備課に

において一般の縦覧に供する。

令和3年4月23日

堺市上下水道事業管理者 出 来 明 彦

- | | | |
|---------------|-----|--|
| 中 央 負 担 区 | 中 区 | 東山の一部 |
| | 東 区 | 北野田及び日置荘西町4丁の各一部 |
| | 西 区 | 草部の一部 |
| 中 央 B 負 担 区 | 中 区 | 上之、小阪、辻之、平井、福田及び伏尾の各一部 |
| | 東 区 | 日置荘原寺町の一部 |
| | 南 区 | 泉田中、岩室、大庭寺、片蔵、小代、太平寺、楯、
豊田、野々井、檜尾及び美木多上の各一部 |
| 臨 海 負 担 区 | 堺 区 | 築港八幡町の一部 |
| 美 原 第 6 負 担 区 | 美原区 | 木材通1丁目の一部 |
| 美 原 第 7 負 担 区 | 美原区 | 大饗、真福寺、菅生、丹上及び平尾の各一部 |

東区選挙管理委員会告示

堺市東区選挙管理委員会告示第2号

令和3年4月13日開催の堺市東区選挙管理委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第6項において準用する同法第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任したので、堺市東区選挙管理委員会に関する規程（平成18年東区選挙管理委員会規程第1号）第4条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月23日

堺市東区選挙管理委員会

委員長 大橋 廣正

氏名（敬称略）	住所
大橋 廣正	堺市東区日置荘西町3-4-11

堺市東区選挙管理委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第6項において準用する同法第187条第3項の規定に基づき、次の者を堺市東区選挙管理委員会委員長代理に指定するので、堺市東区選挙管理委員会に関する規程（平成18年東区選挙管理委員会規程第1号）第4条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月23日

堺市東区選挙管理委員会
委員長 大橋 廣正

氏名（敬称略）	住所
眞柄 秀則	堺市東区野尻町395-5

堺区選挙管理委員会公表

堺市堺区選挙管理委員会公表第1号

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年4月23日

堺市堺区選挙管理委員会
委員長 初 道 文 雄

別紙

選挙人名簿抄本閲覧者一覧

閲覧年月日	閲覧申出者	代表者の氏名又は管理人の氏名 主たる事務所の所在地 (政党その他政治団体及び法人の場合)	委託者	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
令和2年5月19日	読売新聞東京本社	世論調査部長 湯本 浩司 東京都千代田区大手町1-7-1	—	政治・選挙に関する世論調査の調査対象者抽出	第2投票区
令和2年5月28日	一般社団法人 新情報センター	事務局長 平谷 伸次 東京都渋谷区恵比寿1-19-15	総務省統計局統計調査部消費統計課	「家計消費状況調査」の調査対象者抽出	南三国ヶ丘町4丁 向陵西町1丁～3丁
令和2年9月14日	一般社団法人 共同通信社	社長 水谷 亨 東京都港区東新橋1-7-1	—	日本世論調査会面接世論調査の調査対象者抽出	第6投票区、第13投票区、 第21投票区
令和2年9月28日	一般社団法人 新情報センター	事務局長 山本 恭久 東京都渋谷区恵比寿1-19-15	総務省統計局統計調査部消費統計課	「家計消費状況調査」の調査対象者抽出	向陵中町6丁
令和2年10月27日	森山浩之を育てる会	森山 浩之 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センタービル2階	—	定期機関紙発行のための送付先の会員情報更新	向陵西町各丁
令和2年10月29日	森山浩之を育てる会	森山 浩之 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センタービル2階	—	定期機関紙発行のための送付先の会員情報更新	向陵中町、向陵東町、南三国ヶ丘町、榎元町
令和2年10月30日	森山浩之を育てる会	森山 浩之 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センタービル2階	—	定期機関紙発行のための送付先の会員情報更新	一条通、五条通、三条通、 四条通、六条通、七条通、 陵西通、五月町
令和2年11月12日	森山浩之を育てる会	森山 浩之 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センタービル2階	—	定期機関紙発行のための送付先の会員情報更新	北田出井町、田出井町、 田出井町

令和3年1月28日	一般社団法人 新情報センター	事務局長 山本 恭久 東京都渋谷区恵比寿1-19-15	総務省統計局統計調査部消費統計課	「家計消費状況調査」の調査対象者抽出	五条通、四条通、三条通
令和3年2月4日	森山浩之を育てる会	森山 浩之 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センタービル2階	—	定期機関紙発行のための送付先の会員情報への更新	北三国ヶ丘町、中三国ヶ丘町、松屋大和川通
令和3年2月8日	森山浩之を育てる会	森山 浩之 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センタービル2階	—	定期機関紙発行のための送付先の会員情報への更新	緑町、三宝町、海山町、松屋町、南島町、鉄砲町、七道西町、並松町
令和3年2月22日	森山浩之を育てる会	森山 浩之 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センタービル2階	—	定期機関紙発行のための送付先の会員情報への更新	築港八幡町、塩浜町、海山町各片、七道西町、七道東町、遠里小野町、砂道町、高須町、北清水町、香ヶ丘町、今池町、浅香山町、東雲西町
令和3年2月26日	森山浩之を育てる会	森山 浩之 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センタービル2階	—	定期機関紙発行のための送付先の会員情報への更新	築港南町、大浜西町、出島西町、石津町、神石市之町、霞ヶ丘町
令和3年3月15日	森山浩之を育てる会	森山 浩之 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センタービル2階	—	定期機関紙発行のための送付先の会員情報への更新	香ヶ丘町、今池町、浅香山町、東雲西町、大浜西町、大浜中町、大浜南町、石津町、霞ヶ丘町、神石市之町
令和3年3月17日	森山浩之を育てる会	森山 浩之 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センタービル2階	—	定期機関紙発行のための送付先の会員情報への更新	香ヶ丘町、今池町、浅香山町、東雲西町、大浜西町、大浜中町、大浜南町、石津町、霞ヶ丘町、神石市之町
令和3年3月24日	森山浩之を育てる会	森山 浩之 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センタービル2階	—	定期機関紙発行のための送付先の会員情報への更新	山本町、神南辺町、南清水町、錦綾町、北庄町、石津町、大浜中町

令和3年3月31日	森山浩之を育てる会	森山 浩之 堺市堺区南瓦町1-21 ル2階	1-21 宏昌センタービ	—	定期機関紙発行のため の送付先の会員情報 の更新	山本町、南清水町、錦綾町、 北庄町
-----------	-----------	-----------------------------	--------------	---	--------------------------------	----------------------

~~~~~

堺市堺区選挙管理委員会公表第2号

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、下記のとおり公表する。

令和3年4月23日

堺市堺区選挙管理委員会  
委員長 初道文雄

記

申出者なし

**中区選挙管理委員会公表**

堺市中区選挙管理委員会公表第1号

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年4月23日

堺市中区選挙管理委員会  
委員長 佐々木 新 三

別紙

選挙人名簿抄本閲覧者一覧

| 閲覧年月日     | 閲覧申出者           | 代表者の氏名又は管理者の氏名<br>主たる事務所の所在地<br>(政党その他政治団体及び法人の場合) | 委託者 | 利用目的の概要              | 閲覧に係る選挙人の範囲   |
|-----------|-----------------|----------------------------------------------------|-----|----------------------|---------------|
| 令和2年5月15日 | 読売新聞<br>東京本社    | 世論調査部長 湯本 浩司<br>東京都千代田区大手町1-7-1                    | —   | 政治・選挙に関する世論調査の対象者の抽出 | 第5投票区         |
| 令和2年9月4日  | 一般社団法人<br>共同通信社 | 社長 水谷 亨<br>東京都港区東新橋1-7-1                           | —   | 政治・選挙に関する世論調査の対象者の抽出 | 第10投票区、第13投票区 |
| 令和2年10月8日 | 朝日新聞<br>東京本社    | 社長 渡辺 雅隆<br>東京都中央区築地5-3-2                          | —   | 政治・選挙に関する世論調査の対象者の抽出 | 第15投票区        |

堺市中区選挙管理委員会公表第2号

~~~~~

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、下記のとおり公表する。

令和3年4月23日

堺市中区選挙管理委員会
委員長 佐々木 新 三

記

申出者なし

東区選挙管理委員会公表

堺市東区選挙管理委員会公表第1号

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年4月23日

堺市東区選挙管理委員会
委員長 大橋 廣 正

別紙

選挙人名簿抄本閲覧者一覧

閲覧年月日	閲覧申出者	代表者の氏名又は管理人の氏名 主たる事務所の所在地 (政党その他政治団体及び法人の場合)	委託者	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
令和2年6月17日	一般社団法人 新情報センター	事務局長 平谷 伸次 東京都渋谷区恵比寿1-19-15	総務省統計局	「家計消費状況調査」の対象者 抽出のため	日置荘西町6丁
令和2年9月2日	一般社団法人 共同通信社	社長 水谷 亨 東京都港区東新橋1-7-1		日本世論調査会全国世論調査の 対象者抽出のため	第1投票区、第9投票区
令和2年9月11日	株式会社 日経リサーチ	代表取締役社長 福本 敏彦 東京都千代田区内神田2-2-1	日本経済新聞 社	「経済や政治、社会問題等に関 する有識者の意識（日本経済新 聞社 郵送世論調査）」の調査 対象者抽出のため	草尾
令和2年10月9日	一般社団法人 新情報センター	事務局長 山本 恭久 東京都渋谷区恵比寿1-19-15	総務省統計局	「家計消費状況調査」の対象者 抽出のため	日置荘西町5丁～6丁 日置荘田中町7番 日置荘田中町141番～239番
令和2年11月6日	乾 恵美子			定期機関紙発行につき、送付先 の会員情報更新のため	第1投票区～第11投票区
令和2年11月11日	乾 恵美子			定期機関紙発行につき、送付先 の会員情報更新のため	第1投票区～第11投票区
令和2年11月16日	読売新聞東京本社	世論調査部長 湯本 浩司 東京都千代田区大手町1-7-1		世論調査の調査対象者を抽出す るため	第7投票区
令和2年11月19日	乾 恵美子			定期機関紙発行につき、送付先 の会員情報更新のため	第1投票区～第11投票区
令和2年11月26日	乾 恵美子			定期機関紙発行につき、送付先 の会員情報更新のため	第1投票区～第11投票区

令和2年12月3日	乾 惠美子				定期機関紙発行につき、送付先の会員情報更新のため	第1投票区～第11投票区
令和2年12月3日	乾 惠美子				定期機関紙発行につき、送付先の会員情報更新のため	第1投票区～第11投票区
令和2年12月11日	乾 惠美子				定期機関紙発行につき、送付先の会員情報更新のため	第1投票区～第11投票区
令和2年12月17日	乾 惠美子				定期機関紙発行につき、送付先の会員情報更新のため	第1投票区～第11投票区
令和3年1月7日	乾 惠美子				定期機関紙発行につき、送付先の会員情報更新のため	第1投票区～第11投票区
令和3年1月19日	乾 惠美子				定期機関紙発行につき、送付先の会員情報更新のため	第1投票区～第11投票区
令和3年1月21日	乾 惠美子				定期機関紙発行につき、送付先の会員情報更新のため	第1投票区～第11投票区
令和3年1月22日	乾 惠美子				定期機関紙発行につき、送付先の会員情報更新のため	第1投票区～第11投票区
令和3年1月25日	乾 惠美子				定期機関紙発行につき、送付先の会員情報更新のため	第1投票区～第11投票区
令和3年1月26日	乾 惠美子				定期機関紙発行につき、送付先の会員情報更新のため	第1投票区～第11投票区
令和3年1月29日	乾 惠美子				定期機関紙発行につき、送付先の会員情報更新のため	第1投票区～第11投票区
令和3年2月1日	乾 惠美子				定期機関紙発行につき、送付先の会員情報更新のため	第1投票区～第11投票区

令和3年2月2日	乾 恵美子				定期機関紙発行につき、送付先の会員情報更新のため	第1投票区～第11投票区
令和3年2月4日	乾 恵美子				定期機関紙発行につき、送付先の会員情報更新のため	第1投票区～第11投票区
令和3年2月5日	一般社団法人 新情報センター	事務局長 山本 恭久 東京都渋谷区恵比寿1-19-15	総務省統計局		「家計消費状況調査」の対象者抽出のため	大美野、草尾
令和3年2月8日	乾 恵美子				定期機関紙発行につき、送付先の会員情報更新のため	第1投票区～第11投票区
令和3年2月18日	乾 恵美子				定期機関紙発行につき、送付先の会員情報更新のため	第1投票区～第11投票区
令和3年2月19日	乾 恵美子				定期機関紙発行につき、送付先の会員情報更新のため	第1投票区～第11投票区
令和3年2月22日	乾 恵美子				定期機関紙発行につき、送付先の会員情報更新のため	第1投票区～第11投票区
令和3年3月2日	乾 恵美子				定期機関紙発行につき、送付先の会員情報更新のため	第1投票区～第11投票区
令和3年3月4日	乾 恵美子				定期機関紙発行につき、送付先の会員情報更新のため	第1投票区～第11投票区
令和3年3月8日	乾 恵美子				定期機関紙発行につき、送付先の会員情報更新のため	第1投票区～第11投票区
令和3年3月11日	乾 恵美子				定期機関紙発行につき、送付先の会員情報更新のため	第1投票区～第11投票区
令和3年3月22日	乾 恵美子				定期機関紙発行につき、送付先の会員情報更新のため	第1投票区～第11投票区

令和3年3月23日	乾 恵美子			定期機関紙発行につき、送付先の会員情報更新のため	第1投票区～第11投票区
令和3年3月25日	乾 恵美子			定期機関紙発行につき、送付先の会員情報更新のため	第1投票区～第11投票区
令和3年3月30日	乾 恵美子			定期機関紙発行につき、送付先の会員情報更新のため	第1投票区～第11投票区



堺市東区選挙管理委員会公表第2号

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、下記のとおり公表する。

令和3年4月23日

堺市東区選挙管理委員会
委員長 大橋 廣 正

記

申出者なし

西区選挙管理委員会公表

堺市西区選挙管理委員会公表第1号

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年4月23日

堺市西区選挙管理委員会
委員長 佐々井 正 巳

別紙

選挙人名簿抄本閲覧者一覧

閲覧年月日	閲覧申出者	代表者の氏名又は管理人の氏名 主たる事務所の所在地 (政党その他政治団体及び法人の場合)	委託者	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
令和2年4月15日	西 哲史	—	—	政治活動(選挙活動を含む。)	西区第1投票区～第19投票区
令和2年6月17日	西 哲史	—	—	政治活動(選挙活動を含む。)	西区第1投票区～第19投票区
令和2年6月26日	西 哲史	—	—	政治活動(選挙活動を含む。)	西区第4投票区、第13投票区
令和2年9月2日	一般社団法人 共同通信社	社長 水谷 亨 東京都港区東新橋1-7-1	—	政治・選挙に関する世論調査	西区第7投票区、第16投票区
令和2年9月3日	一般社団法人 中央調査社	会長 境 克彦 東京都中央区銀座5-15-8	株式会社 時事通信社	政治・選挙に関する世論調査	津久野町2丁、3丁、宮下町
令和2年10月27日	朝日新聞東京本社	社長 渡辺 雅隆 東京都中央区築地5-3-2	—	政治・選挙に関する世論調査	西区第5投票区、第9投票区
令和2年11月10日	株式会社日本 リサーチセンター	代表取締役 鈴木 稲博 東京都墨田区江東橋4-26-5	公益財団法人 たばこ総合研究センター	政治・選挙に関する学術研究	鳳北町4丁、5丁、上野芝町1丁、2丁、上
令和2年11月17日	朝日新聞東京本社	社長 渡辺 雅隆 東京都中央区築地5-3-2	—	政治・選挙に関する世論調査	西区第9投票区
令和3年3月16日	一般社団法人 中央調査社	会長 境 克彦 東京都中央区銀座5-15-8	株式会社 時事通信社	政治・選挙に関する世論調査	浜寺昭和町1丁～5丁

堺市西区選挙管理委員会公表第2号

~~~~~

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、下記のとおり公表する。

令和3年4月23日

堺市西区選挙管理委員会  
委員長 佐々井 正 巳

記

申出者なし

**南区選挙管理委員会公表**

堺市南区選挙管理委員会公表第1号

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年4月23日

堺市南区選挙管理委員会  
委員長 乾 進

別紙

選挙人名簿抄本閲覧者一覧

| 閲覧年月日     | 閲覧申出者             | 代表者の氏名又は管理人の氏名<br>主たる事務所の所在地<br>(政党その他政治団体及び法人の場合) | 委託者               | 利用目的の概要                        | 閲覧に係る選挙人の範囲   |
|-----------|-------------------|----------------------------------------------------|-------------------|--------------------------------|---------------|
| 令和2年6月2日  | 一般社団法人<br>新情報センター | 事務局長 平谷 伸次<br>東京都渋谷区恵比寿1-19-15                     | 総務省統計局統計調査部消費統計課長 | 総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」の対象者抽出のため | 竹城台1丁         |
| 令和2年7月20日 | 藤本 幸子             |                                                    | —                 | 定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新           | 茶山台           |
| 令和2年7月27日 | 藤本 幸子             |                                                    | —                 | 定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新           | 茶山台           |
| 令和2年8月17日 | 藤本 幸子             |                                                    | —                 | 定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新           | 茶山台           |
| 令和2年8月24日 | 藤本 幸子             |                                                    | —                 | 定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新           | 茶山台           |
| 令和2年9月4日  | 一般社団法人<br>共同通信社   | 社長 水谷 亨<br>東京都港区東新橋1-7-1                           | —                 | 日本世論調査会世論調査の対象者抽出のため           | 第11投票区、第22投票区 |

|           |                   |                                |                   |                                |          |
|-----------|-------------------|--------------------------------|-------------------|--------------------------------|----------|
| 令和2年9月24日 | 一般社団法人<br>新情報センター | 事務局長 山本 恭久<br>東京都渋谷区恵比寿1-19-15 | 総務省統計局統計調査部消費統計課長 | 総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」の対象者抽出のため | 竹城台4丁    |
| 令和2年10月6日 | 藤本 幸子             |                                | —                 | 定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新           | 城山台      |
| 令和2年10月8日 | 朝日新聞東京本社          | 社長 渡辺 雅隆<br>東京都中央区築地5-3-2      | —                 | 世論調査の対象となる有権者を選ぶため             | 第20投票区   |
| 令和3年1月19日 | 藤本 幸子             |                                | —                 | 定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新           | 高倉台、岩室   |
| 令和3年2月4日  | 一般社団法人<br>新情報センター | 事務局長 山本 恭久<br>東京都渋谷区恵比寿1-19-15 | 総務省統計局統計調査部消費統計課長 | 総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」の対象者抽出のため | 若松台1丁、片蔵 |
| 令和3年3月18日 | 藤本 幸子             |                                | —                 | 定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新           | 高倉台2丁、3丁 |
| 令和3年3月24日 | 藤本 幸子             |                                | —                 | 定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新           | 三原台1丁    |

堺市南区選挙管理委員会公表第2号

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、下記のとおり公表する。

令和3年4月23日

堺市南区選挙管理委員会  
委員長 乾 進

記

申出者なし

**北区選挙管理委員会公表**

堺市北区選挙管理委員会公表第1号

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年4月23日

堺市北区選挙管理委員会  
委員長 伴 野 廣 治



別紙

選挙人名簿抄本閲覧者一覧

| 閲覧年月日      | 閲覧申出者                     | 代表者の氏名又は管理人の氏名<br>主たる事務所の所在地<br>(政党その他政治団体及び法人の場合) | 委託者                      | 利用目的の概要                                     | 閲覧に係る選挙人の範囲             |
|------------|---------------------------|----------------------------------------------------|--------------------------|---------------------------------------------|-------------------------|
| 令和2年6月5日   | 一般社団法人<br>新情報センター         | 事務局長 平谷 伸次<br>東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号                   | 総務省統計局<br>統計調査部消費<br>統計課 | 「家計消費状況調<br>査」の調査対象者の<br>抽出のため              | 新金岡町3丁、4丁               |
| 令和2年6月9日   | 一般社団法人<br>新情報センター         | 事務局長 平谷 伸次<br>東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号                   | 内閣府経済社会<br>総合研究所         | 「消費動向調査」の<br>調査対象者の名簿<br>作成のため              | 東浅香山町3丁、4丁              |
| 令和2年7月7日   | 池尻 秀樹                     |                                                    | —                        | 事務所で管理して<br>いる支援者の情報<br>を更新するため             | 奥本町、北長尾町、南長尾<br>町、中長尾町  |
| 令和2年9月18日  | 一般社団法人<br>共同通信社           | 社長 水谷 亨<br>東京都港区東新橋1-7-1                           | —                        | 日本世論調査会<br>世論調査の対象者<br>抽出のため                | 第6投票区、第11投票区、<br>第16投票区 |
| 令和2年9月25日  | 一般社団法人<br>新情報センター         | 事務局長 山本 恭久<br>東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号                   | 総務省統計局<br>統計調査部消費<br>統計課 | 「家計消費状況調<br>査」の調査対象者の<br>抽出のため              | 新金岡町4丁                  |
| 令和2年10月12日 | 石本 京子                     |                                                    | —                        | 定期機関紙発行に<br>つき、送付先の会員<br>情報更新               | 新金岡町2丁3-1、2丁<br>5-3     |
| 令和2年11月16日 | 読売新聞東京本社<br>編集局 世論調査<br>部 | 世論調査部長 湯本 浩司<br>東京都千代田区大手町1-7-1                    | —                        | 全国の有権者を対<br>象に実施する世論<br>調査の調査対象者<br>を抽出するため | 第14投票区                  |

|            |                   |                                  |                          |                        |          |
|------------|-------------------|----------------------------------|--------------------------|------------------------|----------|
| 令和2年11月24日 | 石本 京子             |                                  | —                        | 定期機関紙発行につき、送付先の会員情報更新  | 東三国丘小学校区 |
| 令和3年2月2日   | 一般社団法人<br>新情報センター | 事務局長 山本 恭久<br>東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号 | 総務省統計局<br>統計調査部消費<br>統計課 | 「家計消費状況調査」の調査対象者の抽出のため | 南花田町     |

堺市北区選挙管理委員会公表第2号

~~~~~

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、下記のとおり公表する。

令和3年4月23日

堺市北区選挙管理委員会
委員長 伴野 廣治

記

申出者なし

美原区選挙管理委員会公表

堺市美原区選挙管理委員会公表第1号

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年4月23日

堺市美原区選挙管理委員会
委員長 小池 秀樹

別紙

選挙人名簿抄本閲覧者一覧

閲覧年月日	閲覧申出者	代表者の氏名又は管理人の氏名 主たる事務所の所在地 (政党その他政治団体及び法人の場合)	委託者	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
令和2年9月16日	一般社団法人 共同通信社	社長 水谷 亨 東京都港区東新橋1-7-1		日本世論調査会 世論調査の対象者抽出 のため	第6投票区

堺市美原区選挙管理委員会公表第2号

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、下記のとおり公表する。

令和3年4月23日

堺市美原区選挙管理委員会
委員長 小池 秀樹

記

申出者なし

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年4月23日

堺市人事委員会
委員長 酒井 貴子

堺市人事委員会規則第5号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（平成18年人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表市長事務部局の項中

危機管理室	危機管理課	課長補佐	を
総務局	総務課	庁舎管理係長 主幹（庁舎管理を担当するものに限る。） 主査（庁舎管理を担当するものに限る。）	
	行政経営課	課長補佐 行政管理係長 行革推進係長 主幹及び主査	

危機管理室	危機管理課	課長補佐	に
市政集中改革室		主幹及び主査	
総務局	総務課	庁舎管理係長 主幹（庁舎管理を担当するものに限る。） 主査（庁舎管理を担当するものに限る。）	
	行政管理課	課長補佐 主幹及び主査	

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和3年4月1日から適用する。